



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月10日土曜日 第2349号外1

◇ 目次 ◇
告 示

道路の区域変更（県道宇和三間線）..... 1

道路の供用開始（ " ）..... 1

告 示

○愛媛県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宇和三間線	宇和島市三間町務田752番4地先から 同町曾根909番地先まで	旧	メートル 19.0～62.1	キロメートル 0.242	
			新	19.0～62.1	0.261	

○愛媛県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	宇和三間線	宇和島市三間町務田752番4地先から 同町曾根909番地先まで	平成24年3月10日